

令和5年度実施庁目標の策定について

令和5年3月



実施庁目標とは

実施庁

「中央省庁等改革基本法」第16条第6項第2号に基づき、主に政策の実施機能を担う組織として、平成13年1月の省庁再編時に、7省庁に9実施庁が設置された。現在は、4省5実施庁となっている。

現行の実施庁 : 法務省（公安調査庁）、財務省（国税庁）、**経済産業省（特許庁）**、国土交通省（気象庁、海上保安庁）

廃止された実施庁：防衛庁（防衛施設庁）、総務省（郵政事業庁）、厚生労働省（社会保険庁）、国土交通省（海難審判庁）

実施庁目標の策定

中央省庁等改革基本法に基づき、各年度に特許庁が達成すべき目標を経済産業大臣が設定し、特許庁長官に通知する。

（※今回は、**令和5年度目標の策定**。）

実施庁目標に対する実績の評価

特許庁が達成すべき目標に対する実績を経済産業大臣が評価し、特許庁長官に通知する。

令和5年度目標について

- 令和4年度目標については、審査の速度や質、地域中小企業の知財戦略強化の方針などの項目について、政府目標※がある場合は、その内容も勘案しつつ、より高いレベルを目指すよう、目標を設定されている。

※「日本再興戦略 改訂2014」等において、『今後10年間で特許の「権利化までの期間」を半減させ平均14月以内とする』等

- 令和5年度目標**については、11項目について、目標を変更。

- ① 中長期的目標を単年度に落とし込む中で調整を行ったもの（上方修正）

※特許の審査期間（一次、権利化）の短縮

- ② 政府目標等を達成したことによる変更（重複による修正、更新）

※商標の審査期間（一次、権利化）更新、ファストトラック審査（割合、期間）の休止による修正、移転登録期間の修正、知財金融機関数の更新、中小企業支援の修正

- ③ 足元の状況変化により、目標達成が明らかに困難なもの

※特許・商標の拒絶査定不服審判審理期間の変更

1-1. 審査期間について

項目		令和2年度評価	令和3年度評価	令和4年度目標	令和5年度目標
特許	一次審査通知までの期間	10.2 か月	10.1 か月	8.5～10.5 か月 ^{*2}	年度平均8.5～10.5 か月、 令和6年3月平均8.5～10 か月 ^{*2}
	早期審査 一次審査通知までの期間	2.8 か月	2.6 か月	3 か月以内	3 か月以内
	スーパー早期審査 一次審査通知までの期間	0.9 か月	0.8 か月	1 か月以内	1 か月以内
	権利化までの期間	15.0 か月	15.2 か月	13.5～15.5 か月 ^{*2}	年度平均13～15か月、 令和6年3月平均13～14 か月 ^{*2}
意匠	一次審査通知までの期間	6.3 か月	6.4 か月	5～7 か月	5～7 か月
	早期審査 一次審査通知までの期間	2.1 か月	2.2 か月	3 か月以内	3 か月以内
	権利化までの期間	7.1 か月	7.4 か月	6～8 か月	6～8 か月
商標	一次審査通知までの期間	10.0 か月	8.0 か月	年度平均6～8か月 令和4年度末月平均6.5か月以内 ^{*2}	5.5～7.5 か月
	早期審査 一次審査通知までの期間	2.0 か月	2.1 か月	3 か月以内	3 か月以内
	ファストトラック審査対象となる出願の割合	40.1 % ^{*1}	40.9 % ^{*1}	40 %以上	
	ファストトラック審査の 一次審査通知までの期間	5.4 か月	5.3 か月	6 か月以内	
	権利化までの期間	11.2 か月	9.6 か月	年度平均7～9か月 令和4年度末月平均8か月以内 ^{*2}	7～9 か月

*1 新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願など、ファストトラック審査対象外案件を除く。（ファストトラック審査の廃止を踏まえ、目標廃止）

*2 政府目標を踏まえ短縮。（日本再興戦略 改訂2014、知的財産推進計画2014等）

1-2. 審査の質について

項目		令和2年度評価	令和3年度評価	令和4年度目標	令和5年度目標
特許	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	66.8%	66.1%	上位評価割合 65%以上	上位評価割合 65%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	(緊急事態宣言下では対面での面接等に一部支障が生じたが、) オンライン面接を活用し、求めに応じて最大限実施した*2	原則、100%面接を実施	原則、100%面接を実施	原則、100%面接を実施
意匠	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	77.9%	76.6%	上位評価割合 70%以上	上位評価割合 70%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	(緊急事態宣言下では対面での面接等に一部支障が生じたが、) オンライン面接を活用し、求めに応じて最大限実施した*2	原則、100%面接を実施	原則、100%面接を実施	原則、100%面接を実施
商標	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	66.0%	60.1%	上位評価割合 65%以上	上位評価割合 65%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	(緊急事態宣言下では対面での面接等に一部支障が生じたが、) オンライン面接を活用し、求めに応じて最大限実施した*2	原則、100%面接を実施	原則、100%面接を実施	原則、100%面接を実施

*1 主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。

*2 インターネット回線がない等の場合は、電話対応等によって実施した。

2. 審判について

- 令和4年度の特許・商標の最終処分件数の増加により、**特許・商標**の拒絶査定不服審判請求件数も**増加**したが、業務効率化等を講じながら、拒絶査定不服審判の標準審理期間については、特許は年平均11か月、商標は年平均9か月を目指す。

項目		令和2年度評価	令和3年度評価	令和4年度目標	令和5年度目標
拒絶査定 不服審判	特許	10.0か月	9.6か月	9～11か月	10～12か月
	意匠	5.1か月	4.1か月	4～6か月	4～6か月
	商標	5.4か月	5.5か月	7～9か月	8～10か月
拒絶査定 不服審判 早期審理	特許 意匠 商標	2.7か月	2.3か月	2～4か月	2～4か月
無効審判	特許 意匠 商標	7.5か月	8.3か月	7～9か月	7～9か月
異議申立て	特許	7.4か月	7.5か月	7～9か月	7～9か月
	商標	5.0か月	5.0か月	5～7か月	5～7か月

3. 出願・登録等について

- ・ 移転登録期間については、コロナ禍の影響で目標を延伸していたところ、令和5年度は、コロナ前の水準に戻す。

項目		令和2年度評価	令和3年度評価	令和4年度目標	令和5年度目標
電子出願システム		達成	達成	24時間365日受付*1	24時間365日受付*1
方式審査期間		達成	達成	全て即日*2	全て即日*2
登録	設定登録	達成	達成	全件3営業日以内*3	全件3営業日以内*3
	移転登録	出勤抑制等の影響で 年平均18営業日以内	出勤抑制等の影響で 年平均20営業日以内、 年度末時点で 13営業日	6月末までは13営業日以内、 7月以降は全件を10営業日以内。 ただし出勤抑制等の影響により 遅延が生じる場合は、 年平均15営業日間以内。*2	全件10営業日以内*2
公報	特許・意匠・商標	達成	達成	10日以内*4*5	10日以内*4
出願、登録等に関する問い合わせへの対応		達成	達成	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内

*1 メンテナンス時間及び停電や大規模災害等が発生した場合を除く。

*2 手続に不備がある場合は除く。

*3 書面による場合及び手続に不備がある場合を除く。

*4 年末年始及びゴールデンウィークを挟む場合並びに編成対象のデータにエラーがある場合を除く。

*5 公報システム刷新により目標修正。

4. 中小企業支援及びグローバル化への対応について

- 中小企業の知財面での課題の抽出からその解決に至るまでを支援するハンズオン支援は、実施庁目標も達成し続けてきた。
- 今後は、より実効性のある支援を実践しつつ、その拡大を図るべく、令和5年度では、**各企業への支援の実施に加え、その支援結果の分析を通じ、支援によって得られた知財の活用方法等を周知することで、企業への支援効果のさらなる浸透**を目指す。
- そのため、実施庁目標においても、「**地域の中核となる企業における知財経営のモデルとなり得る事例を創出するために実施する企業支援件数**」を「**60件以上**」としたい。

項目		令和2年度評価	令和3年度評価	令和4年度目標	令和5年度目標
中小企業支援	全国の知財総合支援窓口における相談件数	118,514件	123,345件	105,000件以上	105,000件以上
	全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数		11,291件	12,000件以上	12,000件以上
	知財に着目した融資等を行う金融機関数 ^{*1}	累計83機関	累計88機関	累計90機関以上	累計93機関以上
	新規に特許等の出願を行う中小企業数	15,524社	16,403社	14,000社以上	14,000社以上
	地域未来牽引企業等に知財戦略構築のためのハンズオン支援を行う件数 ^{*2}	267件以上	256件	250件以上	
	地域の中核となる企業における知財経営のモデルとなり得る事例を創出するために実施する企業支援件数				60件以上
グローバル化への対応	特許審査ハイウェイ（PPH）の一次審査通知期間 ^{*3}	26月	2.4月	3月以内	3月以内
	新興国等の知財関係者を対象とした研修	59か国・機関	57か国・機関 335人	40か国・機関以上 290人以上	40か国・機関以上 290人以上

^{*1} 特許庁の知財ビジネス評価書作成支援を活用して、融資を行う金融機関数（公表分）。

^{*2} 地域未来牽引企業等のターゲット企業にプッシュ型で訪問し、専門家や他の支援機関等のリソースも活用しつつ、当該企業における知財戦略の策定支援等の伴走型支援を行う。

^{*3} 他庁で特許可能と判断されて申請された案件の、我が国における一次審査通知期間。